

証人等の費用弁償に関する条例

令和2年11月19日
条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、岸和田市貝塚市清掃施設組合の機関の請求により、出頭した証人、関係人等（以下「証人等」という。）の費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 次の各号に掲げる証人等に対し、費用弁償として、1日につき3,000円の日当及び岸和田市職員旅費条例（平成10年岸和田市条例第8号）の規定の例による旅費を支給する。ただし、組合から給料又は報酬を受ける者が職務の関係で証人等となった場合には、これを支給しない。

- (1) 法第100条第1項後段の規定により、議会の求めに応じ出頭した者
- (2) 法第115条の2第1項の規定により、公聴会に参加した者
- (3) 法第115条の2第2項の規定により、議会の求めに応じ出頭した参考人
- (4) 法第199条第8項の規定により、監査委員の求めに応じ出頭した者
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第6項の規定により、公平委員会の喚問に応じて出頭した証人。ただし、当事者の申請により諮問した証人は除く。
- (6) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年条例第9号）で岸和田市の例とする議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岸和田市条例第32号）第20条第2項の規定により出頭した者
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に行政上の必要により管理者その他の執行機関若しくはこれらの附属機関又は議決機関の求めに応じ出頭し、又は参加した者

2 前項の費用弁償は、その都度支給する。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。